明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○死体取扱規則等の一部を改正する規則（国家公安委一）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告　三〇

規則

○国家公安委員会規則第一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、死体取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月五日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

死体取扱規則等の一部を改正する規則

（死体取扱規則の一部改正）

第一条　死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（死体ＤＮＡ型記録の作成等）」に改め、同条第二項中「次項の」を「第四項の」に、「に係る記録（次項及び第五項において」を「その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「いう。）」の下に「及び特異行方不明者等ＤＮＡ型記録（行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）第二十四条の二第二項に規定する特異行方不明者等ＤＮＡ型記録をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該死体ＤＮＡ型記録を抹消しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（死体ＤＮＡ型記録の整理保管等）

第四条の二　犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による死体ＤＮＡ型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2　犯罪鑑識官は、死体ＤＮＡ型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3　犯罪鑑識官は、その保管する死体ＤＮＡ型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該死体ＤＮＡ型記録を抹消しなければならない。

一　前条第四項の規定による対照をした場合において、当該死体ＤＮＡ型記録に係る特定ＤＮＡ型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特定ＤＮＡ型に該当し、当該死体ＤＮＡ型記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特異行方不明者（行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。）であることが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、死体ＤＮＡ型記録を保管する必要がなくなったとき。

（ＤＮＡ型記録取扱規則の一部改正）

第二条　ＤＮＡ型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二　特定ＤＮＡ型　ＭＣＴ一一八及びアメロゲニン並びに次に掲げる座位に係るＤＮＡ型をいう。

イ　Ｄ一Ｓ一六五六
ロ　ＴＰＯＸ
ハ　Ｄ二Ｓ四四一
ニ　Ｄ二Ｓ一三三八
ホ　Ｄ三Ｓ一三五八
ヘ　ＦＧＡ
ト　Ｄ五Ｓ八一八